

二十二 第 46 条の 4 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条の 4 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>46 の 4-1 措置法第 46 条の 4 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十三 第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</u></p> <p>47-1 ……………</p> <p>……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u> (以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>取得又は新築</u>……………<u>取得又は新築</u>……………<u>他から取得した中古住宅又は新築後他の用に使用されていたもの</u>……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>第 47 条 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</u></p> <p>47-1 ……………</p> <p>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> (以下「<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>新築</u>……………<u>新築</u>……………<u>新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅</u>……………</p> <p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>47-2 措置法令第 29 条の 4 第 1 項に規定する各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層 (天井及び床) 等によって他の部分と完全に遮断されて</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(各独立部分の意義)</u></p> <p><u>47-2 措置法令第 29 条の 4 第 1 項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 2 項に規定する登録簿に記載されているものとは、当該登録簿に記載されている同条第 1 項第 1 号に規定する各居住部分（賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。）で、かつ、措置法令第 29 条の 4 第 1 項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>いる部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u></p> <p><u>(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</u></p> <p><u>47-3 賃貸住宅である共同家屋の各独立部分（以下「住宅用区分所有家屋」という。）が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、当該住宅用区分所有家屋は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(別棟建物)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>47-4 本屋と一体となって住宅の効用を果たしている別棟の離れ屋、浴場、食堂等の建物は、本屋と併せて取得されたものに限り、本屋に含めて一の共同家屋又は住宅用区分所有家屋として措置法第 47 条第 1 項の規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>(倉庫、車庫等)</u></p> <p><u>47-5 住宅用区分所有家屋に倉庫、車庫等が設置されている場合における当該倉庫、車庫等の取扱いは、次の区分に応じ次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>倉庫、車庫等が共同家屋の構造の一部をなしている場合には、当該倉庫、車庫等は、住宅用区分所有家屋に併せて取得されたものに限り、住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として措置法第 47 条第 1 項の規定を適用する。ただし、当該倉庫、車庫等がその住宅に居住する者の居住の用以外の用に供されている場合には、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>倉庫、車庫等が共同家屋と別棟となっている場合には、当該倉庫、車庫等については、同項の規定の適用がない。ただし、当該倉庫、車庫等で当該住宅用区分所有家屋に居住する者の居住の用に供されており、かつ、当該倉庫、車庫等の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の 10 分の 1 以下であるものについては、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得され、かつ、当該住宅用区分所有家屋の耐用年数を適用しているものに限り、当該住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として同項の規定を適用することができる。</u></p> <p>(註) <u>(2)のただし書の適用を受けた場合には、当該倉庫、車庫等の床面積及び敷地の面積は、当該住宅用区分所有家屋の床面積及び当該共同家屋の敷地の面積に含めて床面積基準及び敷地面積基準に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>47-6 削除</u>
(廃止)	<u>47-7 削除</u>
(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が <u>10 以上</u> であるかどうかの判定の時期等)	(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が <u>5 以上</u> であるかどうかの判定の時期等)
<u>47-3</u> ……サービス付き高齢者向け賃貸住宅…………… <u>10 以上</u> …………… <u>10 以上</u> …………… …………… <u>10 に満たない</u> …………… <u>全て</u> ……………	<u>47-8</u> ……高齢者向け優良賃貸住宅…………… <u>5 以上</u> …………… …………… <u>5 以上</u> …………… …………… <u>5 に満たない</u> …………… <u>すべて</u> ……………
(廃止)	<u>47-9 削除</u>
(廃止)	<u>(床面積の意義)</u>
	<u>47-10 措置法令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</u>
(廃止)	<u>(管理人室等に使用する部分)</u>
	<u>47-11 法人が、その所有する共同家屋（各独立部分が相当数含まれるものに限る。）を貸家の用に供する場合において、当該家屋の管理人の居住の用に供されている独立部分は当該家屋の共用部分に含めることができるものとする。</u>
	<u>(註) 当該法人の従業員を当該家屋の管理人として居住させているときは、その居住の用に供されている独立部分は当該家屋の共用部分に含まれるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定再開発建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p><u>47-4</u><u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>.....<u>当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分</u>.....</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>47-5</u><u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>.....<u>当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>.....</p> <p>(割増償却の適用と償却不足額の繰越し)</p> <p><u>47-6</u></p>	<p>(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p><u>47-12</u><u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....<u>当該高齢者向け優良賃貸住宅部分</u>.....</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>47-13</u><u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....<u>当該高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>(割増償却の適用と償却不足額の繰越し)</p> <p><u>47-14</u></p>

二十四 第 47 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p><u>47 の 2-4 措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号</u>..... (1) (2) ④ 1<u>措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号</u>..... 2 <u>措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号</u>..... (1) (2)</p>	<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p><u>47 の 2-4 措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号</u>..... (1) (2) ④ 1<u>措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号</u>..... 2 <u>措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号</u>..... (1) (2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</p> <p>47 の 2-5 一の建物が措置法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>47 の 2-7 措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 1 号……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47 の 2-8 ……………</p> <p>⑥ 措置法令第 29 条の 5 第 5 項……………同条第 4 項……………</p>	<p>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</p> <p>47 の 2-5 一の建物が措置法第 47 条の 2 第 3 項第 4 号……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>47 の 2-7 措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 1 号……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47 の 2-8 ……………</p> <p>⑥ 措置法令第 29 条の 5 第 7 項……………同条第 6 項……………</p>

二十五 旧第 52 条(植林費の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 52 条 (植林費の損金算入の特例) 関係</u></p> <p><u>(法人が分収造林契約を締結した場合の植林費の損金算入の特例の適用)</u></p> <p>52-1 青色申告書を提出する法人が、分収造林契約を締結し、その契約に基づいて措置法第 52 条に規定する期間内にその造林に要する植林費の全部又は一部を負担した場合には、その植林費のうち同条に規定する植林費については、同条の規定の適用があるものとする。ただし、当該法人が当該分収造林契約によりその分収割合により分収する金額のほか、当該契約期間中において当該負担した植林費に対する利子に相当する金額の支払を受ける場合における当該負担額については、植林費に該当しないものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(分収造林契約の意義)</u></p> <p><u>52-2 52-1 の分収造林契約とは、公有林野等官行造林法を廃止する法律（昭和36 年法律第 88 号）による廃止前の公有林野等官行造林法第 1 条、国有林野の管理経営に関する法律第 9 条又は分収林特別措置法第 2 条第 1 項に規定する契約その他の造林に関する契約で一定の土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地につき造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する植林費の全部又は一部を負担するもの又はこれらの者のうちいずれか二者が当事者となって締結し、当該造林に係る山林の伐採又は譲渡による収益を一定の割合により分収することを定めたものをいうものとする。</u></p> <p><u>(国からの補助金等の交付を受けた場合の植林費の損金算入の特例の適用)</u></p> <p><u>52-3 措置法第 52 条第 1 項の森林所有者に該当する法人（措置法令第 29 条の 7 第 2 項に規定する規模の法人に限る。）が、措置法第 52 条第 1 項の規定の適用を受ける場合において、国からの補助金等の交付を受けたときに損金の額に算入する金額は、当該事業年度において支出した植林費（同項に規定する植林費をいう。以下同じ。）の金額から、当該植林費の金額に含まれる当該補助金等の対象となる事業に係る植林費の全額を除いた金額を基礎として計算することに留意する。</u></p> <p><u>④ 国からの補助金等とは、同項の「国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの」をいう。</u></p>

二十六 第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(償還期間の判定)</p> <p>55-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....<u>措置法令第 32 条の 2 第 20 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17</p> <p>.....<u>措置法令第 32 条の 2 第 12 項から第 14 項まで</u>.....</p>	<p>(償還期間の判定)</p> <p>55-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....<u>措置法令第 32 条の 2 第 21 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17</p> <p>.....<u>措置法令第 32 条の 2 第 13 項から第 15 項まで</u>.....</p>

二十七 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)	(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)
58-5 <u>括弧書</u> <u>括弧書</u>	58-5 <u>かっこ書</u> <u>かっこ書</u>
(採掘所得金額に係る損金の額)	(採掘所得金額に係る損金の額)
58-7	58-7
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
..... <u>補填</u> <u>補てん</u>
(5)	(5)

二十八 第 60 条 ((沖縄の認定法人の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(軽減対象所得金額に係る損金の額)	(軽減対象所得金額に係る損金の額)
60-2	60-2
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
..... <u>補填</u> <u>補てん</u>

改 正 後	改 正 前
(5)	(5)

二十九 第 60 条の 2 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 5 章の 2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</u>	(新 設)
<u>第 60 条の 2 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係</u>	(新 設)
<u>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</u>	(新 設)
<p><u>60 の 2-1 措置法令第 36 条の 2 第 3 項に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同条第 2 項に規定する事業 (以下「特例事業」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) において軽減対象所得金額 (措置法令第 39 条の 90 の 2 第 3 項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。) の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p><u>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p><u>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</u></p> <p><u>60の2-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、特例事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>棚御資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p><u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u></p> <p><u>60の2-3 措置法第60条の2第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三十 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61の4(1)-8</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p>	<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61の4(1)-8</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取引先に対する災害見舞金等)</p> <p>61の4(1)-10の3</p> <p>④1</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>補填</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61の4(1)-15</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>全て</u>.....</p>	<p>(取引先に対する災害見舞金等)</p> <p>61の4(1)-10の3</p> <p>④1</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>補てん</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61の4(1)-15</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>すべて</u>.....</p>

三十一 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の取得の時期の判定)</p> <p>62 の 3(1) - 4</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p> (1)</p> <p> (2)</p> <p> 2</p> <p>(一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合)</p> <p>62 の 3(1) - 6</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(仲介行為と土地等の取得時期との関係)</p> <p>62 の 3(1) - 13</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>62 の 3(2) - 5</p> <p> <u>括弧書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>62 の 3(2) - 10</p>	<p>(土地等の取得の時期の判定)</p> <p>62 の 3(1) - 4</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p> (1)</p> <p> (2)</p> <p> 2</p> <p>(一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合)</p> <p>62 の 3(1) - 6</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(仲介行為と土地等の取得時期との関係)</p> <p>62 の 3(1) - 13</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>62 の 3(2) - 5</p> <p> <u>かっこ書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>62 の 3(2) - 10</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>62の3(4)-3</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>62の3(4)-4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> <p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>62の3(5)-9</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)-23</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>(註)</p>	<p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>62の3(4)-3</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>62の3(4)-4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> <p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>62の3(5)-9</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)-23</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>(註)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29</p> <p>.....</p> <p>④</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>④</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29</p> <p>.....</p> <p>④</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>④</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p>

三十二 第63条(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の取得の時期の判定)</p> <p>63(1)-4</p> <p>④1</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>2</p>	<p>(土地等の取得の時期の判定)</p> <p>63(1)-4</p> <p>④1</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合)</p> <p>63(1)－6</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(仲介行為と土地等の取得時期との関係)</p> <p>63(1)－14</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>63(2)－5</p> <p> <u>括弧書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>63(2)－10</p> <p> <u>全て</u>.....</p> <p> (1)</p> <p> (2)</p> <p> (3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>63(4)－3</p> <p> <u>全て</u>.....</p>	<p>(一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合)</p> <p>63(1)－6</p> <p> ④ 1</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(仲介行為と土地等の取得時期との関係)</p> <p>63(1)－14</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>63(2)－5</p> <p> <u>かっこ書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>63(2)－10</p> <p> <u>すべて</u>.....</p> <p> (1)</p> <p> (2)</p> <p> (3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>63(4)－3</p> <p> <u>すべて</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4) -4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>	<p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4) -4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>

三十三 第 64 条～第 66 条の 2 《共通事項》 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 64 条～<u>第 66 条の 2</u> 《共通事項》 関係</p>	<p>第 64 条～<u>第 66 条</u> 《共通事項》 関係</p>
<p>(特別勘定の経理等)</p> <p><u>64～66 の 2(共) -1</u></p>	<p>(特別勘定の経理等)</p> <p><u>64～66(共) -1</u></p>
<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p><u>64～66 の 2(共) -2</u></p> <p>.....以下「受益者等」という。)</p>	<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p><u>64～66(共) -2</u></p> <p>.....以下 <u>64～66(共) -2</u> において「受益者等」という。)</p> <p>.....</p>

三十四 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>64(1)－2<u>全て</u>..... (1) (2) (3) (4) (注)</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>64(2)－1 (1)<u>補填</u>..... (2)<u>補填</u>.....<u>補填</u>..... (3)<u>補填</u>..... (4)</p> <p>(事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金)</p> <p>64(2)－7<u>全て</u>..... (注)</p> <p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2)－24<u>一旦</u>..... </p>	<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>64(1)－2<u>すべて</u>..... (1) (2) (3) (4) (注)</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>64(2)－1 (1)<u>補てん</u>..... (2)<u>補てん</u>.....<u>補てん</u>..... (3)<u>補てん</u>..... (4)</p> <p>(事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金)</p> <p>64(2)－7<u>すべて</u>..... (注)</p> <p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2)－24<u>いったん</u>..... </p>

改 正 後	改 正 前
(注) 1 2 3 (代替資産の先行取得期間) 64(3)－6措置法第46条から第46条の3まで及び第68条の30から第 <u>68条の32まで</u> (内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合) 64(3)－13の2 <u>括弧書</u> <u>括弧書</u> <u>括弧書</u> (圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用) 64(3)－14 <u>措置法第46条から第46条の3まで</u> (収用証明書の区分一覧表) 64(4)－1 別表1 収用証明書の区分一覧表	(注) 1 2 3 (代替資産の先行取得期間) 64(3)－6 <u>措置法第46条、第46条の2第1項、第46条の3、第68条の</u> <u>30、第68条の31第1項及び第68条の32</u> (内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合) 64(3)－13の2 <u>かっこ書</u> <u>かっこ書</u> <u>かっこ書</u> (圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用) 64(3)－14 <u>措置法第46条、第46条の2第1項及び第46条の3</u> (収用証明書の区分一覧表) 64(4)－1 別表1 収用証明書の区分一覧表

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⑮の2 …… <u>仕分</u> ……				⋮	⑮の2 …… <u>仕分</u> <u>け</u> ……			
⋮	⑳ …… <u>同法</u> <u>第9条第</u> <u>1号</u> ……			※1 …… ※2 …… …… <u>電気通信</u> <u>事業法第9条</u> <u>第1号</u>)。 ※3 ……	⋮	⑳ …… <u>同法</u> <u>第9条</u> … …			※1 …… ※2 …… …… <u>電気通信</u> <u>事業法第9</u> <u>条</u>)。 ※3 ……
⋮	⑳ …… (イ) …… …… <u>幼稚園、小学</u> <u>校、中学校、高等</u> <u>学校及び</u> <u>特別支援</u> <u>学校</u> (ロ) …… (ハ) …… …… <u>幼稚</u>			※ …… …… <u>幼稚園及</u> <u>び高等学校</u> … …	⋮	⑳ …… (イ) …… ……小学 校、中学 校、高等 学校、 <u>特</u> <u>別支援学</u> <u>校及び幼</u> <u>稚園</u> (ロ) …… (ハ) …… ……高等			※ …… ……高等学校 <u>及び幼稚園</u> … …

改 正 後					改 正 前				
	園及び高等学校(※) (ニ) …… (ホ) ……					学校及び幼稚園(※) (ニ) …… (ホ) ……			
(27)	(イ) …… ……老人 短期入所 施設並び に同項第 4号の2 に規定す る障害福 祉サービ ス事業の 用に供す る施設 (※1)、 地域活動 支援セン ター及び 福祉ホー ム…… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……			※1 社会福祉 法第2条第3 項第4号の2 に規定する「障 害福祉サービ ス事業の用に 供する施設」 は、次に掲げる 事業の用に供 するものに限 られる。 (1) 障害者自 立支援法第 5条第6項 に規定する 療養介護 (2) 同条第7 項に規定す る生活介護 (3) 同条第11 項に規定す る共同生活 介護 (4) 同条第14	(27)	(イ) …… ……老人 短期入所 施設…… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……			

改 正 後					改 正 前				
				<p>項に規定する自立訓練</p> <p>(5) 同条第15項に規定する就労移行支援</p> <p>(6) 同条第16項に規定する就労継続支援</p> <p>(7) 同条第17項に規定する共同生活援助</p> <p>※2 ……………</p> <p>……「社会福祉施設」は……</p>					<p>※ ……………</p> <p>……「社会福祉施設」とは……</p>
43	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………
			……………東海防衛支局……………東海防衛支局長)				……………東海防衛施設支局……………東海防衛施設支局長)		
50の2	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………
		…………… <u>全て</u> ……………				…………… <u>すべて</u> ……………			

改 正 後					改 正 前				
⑤4	措置法64 条1項4 号..... 措置法規 則14条5 項6号	⑤4	措置法64 条1項3 号の6... ... 措置法規 則14条5 項5号の 11
(廃止)					⑤5	農地法の規定に 基づいて資産が買 収された場合	これに該当す る資産である 旨の証明	農林水産大臣 又は当該資産 の所在する地 域を管轄する 地方農政局長	措置法64 条1項4 号 措置法規 則14条5 項6号
⑤5	⑤6
⑤6	⑤7
⑤7	⑤8
⑤8	⑤9
⑤9	⑥0
⑥0	⑥1
⋮	⑥1	⋮	⑥2
⋮	⑥2	⋮	⑥3
⋮	⑥3	⋮	⑥4

改 正 後					改 正 前				
⋮	⑥4(イ) ……⑥0から				⋮	⑥5(イ) ……⑥1から			
	⑥3まで……					⑥4まで……			
	(ロ) ……⑥6から					(ロ) ……⑥7から			
	⑥9まで……					⑥0まで……			
⋮	⑥5 ……				⋮	⑥6 ……			
	⑥6 ……					⑥7 ……			
	⑥7 ……					⑥8 ……			
<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)－2 ……</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p>					<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)－2 ……</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p>				
<p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)－2の2 ……</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>					<p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)－2の2 ……</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>				
<p>(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)</p> <p>65の2－5 ……</p> <p>……………<u>括弧書</u>……………</p>					<p>(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)</p> <p>65の2－5 ……</p> <p>……………<u>かっこ書</u>……………</p>				

改 正 後	改 正 前
<p>(仲裁判断等があった場合の証明書類)</p> <p>65 の 2-14 ……………</p> <p>……………<u>括弧書</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(仲裁判断等があった場合の証明書類)</p> <p>65 の 2-14 ……………</p> <p>……………<u>かっこ書</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>

三十五 第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(代行買収の要件)</p> <p>65 の 3-2 ……………</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4 ……………</p> <p>別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p>	<p>(代行買収の要件)</p> <p>65 の 3-2 ……………</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4 ……………</p> <p>別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p>

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
3の2	<u>次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ次 に定める書類</u> (イ) <u>当該土地 等が地方公 共団体に買 い取られる 場合 当該 土地等を左 欄の規定に より買い取 ったもので ある旨を証 する書類</u> (ロ) <u>当該土地 等が都市緑 地法第17条 第3項の緑 地管理機構 に買い取ら れる場合 当該土地等 を同項の規</u>				3の2	<u>左欄の規定に より地方公共 団体又は緑地 管理機構が土 地等を買取 ったものであ る旨を証する 書類</u>			

改 正 後					改 正 前				
	<p>定により買 い取ったも のである旨、 当該土地等 の買取りを する者が措 置法令第39 条の4第3 項に規定す る機構に該 当旨及び当 該土地等の 買取りが同 項各号に掲 げる要件を 満たすもの である旨を 証する書類</p>								
3の5	3の5
		<p>…… 東海防 衛支局…… 東海防衛支 局長)</p>					<p>…… 東海防 衛施設支局 …… 東海防 衛施設支局 長)</p>		